

はじめての

相続登記ガイド

自分でやる？司法書士に頼む？迷っているあなたへ



とのさき司法書士事務所

相続登記の流れ

相続登記の手続きは、通常、以下のような流れになります。

① 戸籍を集める

誰が相続人なのかを証明するため、亡くなった方（被相続人）の10歳頃から死亡までの戸籍（除籍・改製原戸籍を含む）と、相続人全員の戸籍等を収集します。

② 遺産分割協議をする

誰がどの不動産を相続するかを、相続人全員で話し合い、まとまったら「遺産分割協議書」を作成し、全員が署名捺印します。

③ 登記申請を行う

戸籍や遺産分割協議書などの必要書類を添えて、管轄法務局に相続登記の申請を行います。



書類に不備があると長
引きますので、手続き
は慎重に！

相続登記の必要書類

相続登記には、以下のような書類が必要です。

【 亡くなった方 】

- 10歳頃からお亡くなりになるまでの戸籍謄本（除籍・原戸籍を含む）
- 住民票の除票または戸籍の附票

【 相続人全員 】

- 現在戸籍（相続発生後に取得したもの）
- 印鑑証明書（遺産分割協議を行う場合）

【 不動産を取得する相続人 】

- 住民票または戸籍の附票

【 その他 】

- 当該年度の固定資産評価証明書または課税明細書

遺産分割協議書や相続関係説明図は、司法書士が作成します。



相続登記の費用（その１）

相続登記の費用には、実費と司法書士報酬があります。

< 実費 >

項目	内容	金額
登録免許税	国に支払う税金	固定資産評価額の0.4%
戸籍等取得費用	戸籍や住民票の取得費用	平均4,500円程度
郵送料	法務局や役所への書類送付費用	平均3,500円程度
その他	登記情報取得費用等	平均2,000円程度

登録免許税は税金ですので、誰が手続きを行っても同じ金額を支払わなければなりません。

弊所で手続きを行う場合には、お客様からお預かりした費用を、ネットバンキングで納付します。

それ以外は、弊所で【丸ごとおまかせプラン】（次のページでご説明します）にてご依頼いただいた場合の平均的な金額です。

相続登記の費用（その2）

< 司法書士報酬 >

当事務所では2つのプランをご用意しています。

プラン名	報酬（税込）	サービス内容	手続き期間
丸ごとおまかせプラン	49,500円	戸籍謄本の取得も 全ておまかせ	約2か月
お手軽サポートプラン	38,500円	戸籍謄本をお客様 にご用意いただく	最短2週間

2つのプランの違いは1つだけ。

手続きに必要なとなる戸籍謄本・除籍謄本・原戸籍等について、弊所で取得手続きを行うか（丸ごとおまかせプラン）、お客様にてご用意いただくか（お手軽サポートプラン）という点です。

「戸籍謄本等の取得手続きなんて難しそう」、「面倒くさい」と思われるかもしれませんが、実は意外と簡単です。

日本全国、本籍地がどこであっても、最寄りの役所に1度足を運ぶだけで、必要なものが全て取得できます。

しかも、1日でほとんどの書類がそろうので、手続きに要する時間が非常に短くて済むんです。

費用を節約したい方だけではなく、素早く手続きを終えたい方にも、お手軽サポートプランはおすすめです。

費用が気になった方



自動見積もりページへ

よくある失敗ポイント

✓ 戸籍集めで行き詰まった

相続登記にはたくさんの戸籍が必要になります。

特に、亡くなった方が再婚されていたり養子になっていたりすると、戸籍の取得漏れがおきやすいので注意が必要です。

✓ 法務局でいろいろ教えてもらえると思っていた

法務局には「登記相談」の制度があり、相談員が手続きについて説明してくれます。

ただし、あくまでも一般的な説明となることが多く、個別のケースに応じた具体的な必要書類の判断や、事案に応じた書類の作成方法までは教えてもらえません。

✓ 書類に不備があり何度もやり直しになった

登記申請後、書類に不足や不備がある場合には、書類の再提出が必要になったり、訂正のため法務局に呼び出されたりします。



手続きに不安がある方は
専門家への依頼もご検討
ください。

相談するか迷っている方へ

- ✓ 何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 戸籍集めに不安がある
- ✓ あまり費用をかけたくない
- ✓ 忙しくて時間がとれない
- ✓ 法務局に行くのが大変
- ✓ とにかく失敗したくない



そんな悩みをお持ちの方
まずはお気軽に、ご相談
ください。

匿名でのご相談もOK



お問い合わせフォームへ

京都市伏見区石田大山町36番地 グリンハイム轟405号
とのさき司法書士事務所
TEL : 075-572-1501 / Email : mail@office-tonosaki.com